

# 山梨県公報

号外第十七号

令和元年

七月二十九日

月 曜 日

## 目 次

### 人事委員会

○山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則等の一部を改正する規則

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第四号

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十六年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名中「任期付職員の採用及び給与の特例」を「任期付研究員及び任期付職員の採用等」に改める。

第一条中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に、「第七条第二項及び第三項」を「第七条第七項及び第八項、第九条の二第一項から第四項まで」に、「条例」を「条例第一条の三の規定により任期を定めて採用された職員の採用、給与の特例及び裁量による勤務並びに条例」に改める。

第八条中「特定任期付職員」を「任期付研究員の採用、給与の特例及び裁量勤務並びに特定任期付職員」に改め、同条を第十八条とする。

第七条の見出し中「職員給与規則等」を「一般任期付職員の職員給与規則等」に

改め、同条中「山梨県一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則」に、「任期付職員規則」を「任期付研究員等規則」に、「第七条」を「第九条」に、「同規則」を「職員給与規則」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の七条を加える。

(第一号任期付研究員の裁量勤務の手続等)

**第十一条** 条例第九条の二第一項の規定による職員の裁量による勤務(以下「裁量勤務」という。)に従事させることができる第一号任期付研究員(条例第一条の三第一号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)は、休職者及び停職者を除く第一号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量に委ねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができるものと認められる者に限るものとする。

2 任命権者は、第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第一号任期付研究員の同意を得なければならない。

3 任命権者は、裁量勤務に従事している第一号任期付研究員(以下「裁量勤務研究員」という。)が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

4 任命権者は、第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会の定めるところにより、当該第一号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

(裁量勤務研究員の勤務場所等)

**第十二条** 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場所においてその日の勤務の全てを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定のの方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。

(裁量勤務研究員の勤務の状況についての報告)

**第十三条** 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

(裁量勤務研究員の勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)

**第十四条** 条例第九条の二第二項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前八時三十

分から午後五時十五分まで（午後零時から午後一時までを除く。）の時間帯とする。

**第十五条** 条例第九条の二第二項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する年末年始の休日
- 三 全日にわたり勤務時間条例第十一条第一項に定める休暇が承認された日
- 四 前三号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

（裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するための措置）

**第十六条** 任命権者は、第十三条の規定による報告等により把握した裁量勤務研究員の勤務状況に応じ、当該裁量勤務研究員に対し、健康診断、産業医による保健指導その他の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

（裁量勤務研究員の苦情処理）

**第十七条** 人事委員会は、職員の苦情の処理に関する規則（平成十七年山梨県人事委員会規則第八号）の定めるところにより、裁量勤務研究員からの苦情を処理するものとする。

第六条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条中「十二月一日（以下「基準日」という。）を「基準日」に改め、「（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第二十二号）」を削り、同条を第七条とする。

第三条中「第七条第三項」を「第七条第八項」に、「同条第二項」を「同条第六項」に、「条例第七条第一項」を「同条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第二条の見出し中「任期」を「任期付職員の任期」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（任期付研究員業績手当）

**第四条** 条例第七条第七項の特に顕著な研究業績を挙げたかどうかは、同条第四項又は第五項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして判断するものとする。

**第五条** 任期付研究員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研

究員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第二十二号）第十四条に規定する期末手当の支給に支給することができるものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（任期付研究員の異動の制限）

**第二条** 任命権者は、条例第一条の三の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして人事委員会の承認を得た場合に限り、異動させることができる。

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

**第二条** 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に、「任期付職員条例」を「任期付研究員等条例」に改める。

第三十七条の二第二項第二号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）」を「任期付研究員等条例第一条の三第一号又は」に改める。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

**第三条** 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に、「任期付職員条例」を「任期付研究員等条例」に改める。

第三十六条の二第二項第三号中「任期付職員条例」を「任期付研究員等条例第一条の三第一号又は」に改める。

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正）

**第四条** 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に、「任期付職員条例」を「任期付研究員等条例」に改める。

第二十九条の二第二項第二号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例

に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）を「任期付研究員等条例第一条の三第一号又は」に改める。

**第五節** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）  
**第五節** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「山梨県一般職の任期付職員等の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用に関する条例」に、「任期付職員条例」を「任期付研究員等条例」に改める。

第四条の四第一項第三号中「任期付職員条例第七条第一項」を「任期付研究員等条例第七条第一項又は第三項」に改める。

別表第一の十一の項中「任期付職員条例第七条第一項」を「任期付研究員等条例第七条第三項」に改め、同項を同表十三の項とし、同表十の項の次に次のように加える。

十一 任期付研究員等 条例第七条第一項の 給料表	一号給から六号給までの いずれかの給料月額を受 ける職員	百分の二十を超えない範囲 内で人事委員会が認める割 合
十二 任期付研究員等 条例第七条第二項の 給料表	一号給から三号給までの いずれかの給料月額を受 ける職員	百分の五

（山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正）

**第六節** 山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表口の表第一号区分の項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「平成十八年四月一日以後適用されている山梨県一般職の任期付職員等の採用及び給与の特例に関する条例（以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。）第七条第一項」を「平成十八年四月以後の任期付研究員等条例第七条第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 平成十八年四月一日以後適用されている山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用に関する条例（以下「平成十八年四月以後の任期付研究員等条例」という。）第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給又は六号給の給料月額を受けていたもの

別表口の表第二号区分の項第十二号中「任期付職員条例第七条第一項」を「任期付研究員等条例第七条第三項」に改め、同表第三号区分の項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「任期付職員条例第七条第一項」を「任期付研究員等条例第七条第三項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 平成十八年四月以後の任期付研究員等条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの

別表口の表第四号区分の項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「任期付職員条例第七条第一項」を「任期付研究員等条例第七条第三項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 平成十八年四月以後の任期付研究員等条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの

別表口の表第六号区分の項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 平成十八年四月以後の任期付研究員等条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの

別表口の表第七号区分の項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

（人事記録に関する規則等の一部改正）

**第七節** 次に掲げる人事委員会規則の規定中「山梨県一般職の任期付職員等の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用に関する条例」に改める。

- 一 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）第十条
- 二 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）第三条第三号
- 三 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）第三十三号第三号
- 四 職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）第三条第

一項第十号、別表第七第四号及び別表第八第七号

五 山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）第十二条

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

**第八条** 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

149	7,100		
-----	-------	--	--

を

149～152	7,100		
153～156	7,100		
157	7,100		


に改める。

別表第二中

137	4,900	7,100
138～140	4,900	
141～144	5,000	
145～148	5,100	

を

137～14	
141～14	
145	
146～14	

0 4,900 7,100

4	5,000	7,100
	5,100	7,100
8	5,100	

に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

**第九条** 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表（二）の適用を受ける者（第四条関係）

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
再任 職員 以 外 の 職 員	1～4	2,000円	2,100円	3,500円	4,200円	6,800円
	5～8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9～12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13～16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17～20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21～24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25～28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29～32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33～36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	38～40	2,900	3,300	5,300	5,900	
	41～44	3,100	3,500	5,400	6,000	
	45～48	3,200	3,700	5,600	6,100	
	49～52	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53～56	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57～60	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61～64	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65～68	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69～72	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73～76	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77～80	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81～84	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85～88	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89～92	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93	4,300	5,800	7,000	7,500	
	94～96	4,300	5,800	7,000		
	97～100	4,400	5,900	7,200		
	101～104	4,400	6,100	7,200		
	105～108	4,500	6,200	7,200		
	109	4,500	6,300	7,300		
	110～112	4,500	6,300			
	113～116	4,600	6,400			
	117～120	4,700	6,500			
121～124	4,700	6,600				
125	4,800	6,700				
126～128		6,700				
129～132		6,800				
133～136		6,900				
137～140		6,900				
141～144		6,900				
145～148		7,000				
149～152		7,100				
153～156		7,100				
157		7,100				
再任 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第二 教育職給料表（一）の適用を受ける者（第四条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
再任用職員以外の職員	1～4	2,000円	2,500円	3,500円	5,100円	6,800円
	5～8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9～12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13～16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17～20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21～24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25～28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29～32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33～36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	38～40	2,900	3,800	5,300	6,400	
	41～44	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45～48	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49～52	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53～56	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57～60	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61～64	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65～68	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69～72	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73～76	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77	4,000	5,600	6,700	7,500	
	78～80	4,000	5,600	6,700		
	81～84	4,100	5,800	6,800		
	85～88	4,100	5,900	6,900		
	89～92	4,200	6,100	6,900		
	93～96	4,300	6,200	7,000		
	97～100	4,400	6,300	7,200		
	101～104	4,400	6,400	7,200		
	105～108	4,500	6,500	7,200		
	109	4,500	6,600	7,300		
	110～112	4,500	6,600			
	113～116	4,600	6,700			
	117～120	4,700	6,800			
121～124	4,700	6,900				
125～128	4,800	6,900				
129～132	4,900	6,900				
133～136	4,900	7,000				
137～140	4,900	7,100				
141～144	5,000	7,100				
145	5,100	7,100				
146～148	5,100					
149～152	5,100					
153	5,100					
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

(再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部改正)

**第十条** 再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則(平成十三年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に、「第八条の十」を「第八条の九」に、「第八条の六」を「第八条の五」に、「第八条の九」を「第八条の八」に改める。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番